

令和３年度第１回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」 議事録

日 時 令和３年（2021年）10月12日（火） 18:30～20:30 ※Web 会議形式

出席者 北海道精神神経科診療所協会 長谷川理事、
北海道立精神保健福祉センター 三宅地域支援相談課長、
札幌こころのセンター 鎌田所長、依存症治療拠点機関（旭山病院） 橋本医師、
北海道産業保健総合支援センター 新田副所長、北星学園大学社会福祉学部 田辺教授、
北海道教育委員会 尾形健康・体育課課長補佐、カトレア会、
青十字サマリヤ館 齊藤施設長、札幌方面遊技事業協同組合 内田事務局長、
農政部競馬事業室 森山主幹、北海道弁護士会連合会 細井弁護士・清水弁護士、
北海道児童青年精神保健学会 黒川医師、函館市競輪事業部 野澤主査、
事務局 堀医療参事・半沢課長補佐・松野主査（相談支援）・佐藤主事

議 題 １ 北海道ギャンブル等依存症対策における取組について

（１）北海道教育委員会

（２）函館市競輪事業部

２ 報告事項

（１）「依存症対策モデル大学普及啓発事業」及び「依存症普及啓発セミナー」について

（２）国の動き

３ その他

議 事

事務局

本日は大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから『令和３年度第１回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」』を開催いたします。私は冒頭の進行を務めさせていただきます、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課課長補佐の半沢と申します。本日も前回の推進会議同様、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Webでの開催となります。道庁の会場には、進行をお願いしている北星学園大学社会福祉学部の田辺教授、構成機関である札幌こころのセンター、北海道教育委員会、カトレア会、農政部競馬事業室にお越しいただいております。また、本日は北海道ギャンブル等依存症対策における取組についての説明を依頼している函館市競輪事業部も出席しております。

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。資料については、次第、出席者名簿、資料 1-1～2-2、参考資料として本会の設置要綱及び構成機関の一覧となっております。本日の終了予定時間は、概ね 20 時 30 分を目処としたいと考えておりますので、円滑な議事進行に御協力をお願いします。それでは、以降の進行は北星学園大学社会福祉学部の田辺教授をお願いしたいと思います。田辺教

授をお願いします。

田辺教授

北星学園大学の田辺です。本日は「北海道ギャンブル等依存症対策における取組」ということで、実際に行われている取組がどのように実施されているのか、詳細がわからない部分もあるため、今回、北海道教育委員会と函館市競輪事業部に資料を使って、詳しい説明をいただくということになっております。また、現在取組を行っている「依存症対策モデル大学普及啓発事業」と「依存症普及啓発セミナー」のほか、「国の動き」について、事務局から報告があります。最後に今後の取組に向けて、御意見をいただく流れとなっております。それでは、議題1の北海道の取組に対して、北海道教育委員会の方から説明をお願いします。

北海道教育
委員会

北海道教育庁健康・体育課の尾形と申します。私からの説明は学習指導要領についてです。これは国で定めていますが、全国どこにいてもこの記載されている内容については、子どもたちが学習しなければならないということで、全国どこにいても同じような教育が受けられるということを目的としております。そうした中で、高等学校の学習指導要領が平成30年に告示されました。来年度からは年次進行でこの学習指導要領に基づいて、各学校授業を進めていくこととなります。皆様にお配りしていますのは、新たにギャンブル等依存症に関係した部分が加わったため、その部分になります。実は単元の名前が「精神疾患の特徴」という単元になります。前のページをお配りしておりますが、該当部分を読み上げます。「精神疾患は精神の機能の基盤となる心理的、生物学的、また社会的な機能の障害などが原因となり、認知、情動、行動などの不調により、精神活動が不全になった状態であることを理解できるようにする。また、うつ病、統合失調症、不安症、摂食障害などを適宜取り上げ、誰もが罹患しうること、若年で発症する疾患が多いこと、適切な対処により回復し生活の質の向上が可能であることなどを理解できるようにする。その際、アルコール、薬物などの物質への依存症に加えて、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。」ということで来年度の高校1年生からこの内容を学習することになります。これまでは、アルコール、薬物といった依存症の学習は実施してきていますが、来年度からはギャンブルについて、取り入れるということになっております。それを受けまして、もう一つの資料になりますが、私たちの方で教職員向けの指導参考資料としてリーフレットを作っております。今年度、定期的に作成する予定としておりますが、配布した資料は6月に出したものになります。3つ要素を入れており、「ギャンブル等依存症」、「ワクチン」、「性に関する指導」ということで、子どもたちの健康課題ということも踏まえて、このような資料を作成しております。ギャンブル等依存症に

	つきましては、保健福祉部で作成したリーフレット等を参考にして作成しておりますが、実は参考となる資料の QR コードですが、道のホームページが変更となってしまう、これにまだ対応できていないため、この部分のみ QR コードを読み取っても繋がりませんが、早急に改善したいと思っております。このような資料を活用して、各学校で授業を進めていく趣旨で作成しております。また、保健の授業のモデルケースではありませんが、今後、指導案等を作成して、各学校に情報提供し、このギャンブル等依存症の部分をしっかり学習させるということで進めていく予定です。私からは以上になります。
田辺教授	説明ありがとうございました。教育庁の説明について、委員の皆様から御質問や御意見ございましたらどうぞ。 これは今までギャンブル等に関する高校生の教育はなかったということですか。
北海道教育委員会	そうですね。それぞれの学校で依存症という学習はしておりましたので、もしかしたら教材としてギャンブル等の内容について、実施している先生がいるかもしれないですが、そのあたりは強制ではありませんので学校によって異なります。
田辺教授	これからこのような基準でやるようにという通達みたいなものが出るとは思います。担当教員と授業は保健になるかと思いますが、そうすると保健体育の先生が指導することになるのですか。
北海道教育委員会	基本的には保健体育の先生で、内容によっては養護教諭の先生が入って、TT (team teaching) で行うこともあります。
田辺教授	養護教諭の先生と 2 人でということですね。これは学校それぞれで行うということですか。
北海道教育委員会	そうです。
田辺教授	今までアルコールの教育などは 1 時間くらいの授業でやるわけですね。
北海道教委	アルコールとかだと飲酒、喫煙、薬物乱用セットで 5 時間、6 時間で行うところもあります。

田辺教授	5時間もかけてやる場所もあるんですね。これは学校の裁量ですか。
北海道教育委員会	そうですね。ただ、ここに記載されている内容は絶対漏れなく実施しなくてはなりません。
田辺教授	やったことの実績などを集約することは可能ですか。今まではないと思いますが、依存症対策ということで、各機関やらねばならないということになると、本当にどのくらいどうやったかが、問題になってくると思うのですよね。
北海道教育委員会	やらないということはありません。内容の未履修ということになりますので、極端なことを言えば法令違反になります。
田辺教授	授業数などは実績として集めることは可能でしょうか。
北海道教育委員会	可能だとは思いますが、現在、学校に負担をかけないため調査を極力減らすということもありますので、どういう形が学校に負担なく、実施できるかを検討しなくてはならないと思います。
田辺教授	一般的に教育の実績を収集するというのではなくて、今回は北海道の特別な対策なので、計画が実際に実施されているのかという確認は非常に大事だと思います。継続的に調べられなくても、タイミングを見て全道の学校でギャンブル等依存症の内容をどの程度行ったかということを報告できるかということですね。
北海道教育委員会	ギャンブル等依存症をテーマにしたというよりは、ここの単元にある精神疾患の特徴の中でギャンブル等も日常生活に悪影響を及ぼすということを学習させるということですね。
田辺教授	ちなみに精神疾患の単元は、全部で1時間という学校もあるのでしょうか。
北海道教育委員会	もともと私は保健体育の教員ですが、この単元を1時間で終わらすということはないと思われます。2時間、3時間かけて行ったり、ほかの単元と関連付けて行ったりしますね。
田辺教授	これからも2時間なり、3時間かけて行う可能性が高いということですね。

北海道教育委員会	そうですね。実は精神疾患の上の单元名でいくと、「精神疾患の予防と回復」というのがあります。これは飲酒や喫煙と健康、薬物乱用と健康と同じ並びで入っているものでありまして、シリーズ物というのが正しい言い方か分かりませんが、ほかの单元と絡めながら行うかと思いますので、1時間で終わることは考えにくいなと思います。
田辺教授	進行役ばかり質問してしまいましたが、参加されている皆様から何かありませんか。
カトレア会	家族の会ではギャンブルはだいたい高校生くらいから始まっています。だから薬物やアルコールと同じレベルで扱ってほしいと思います。
北海道教育委員会	そうですね。学校でこのような授業でギャンブル等依存症だけではなく、がん教育や薬物乱用などでもそうですが、もし家族にそのような人たちがいると、子どもたちがどのように受け止めているかということにも、かなり配慮して行わなければならないので、そのあたりは授業を受ける子どもたちにしっかり配慮して進めていきたいと思っております。
田辺教授	ほかにありますでしょうか。当事者の施設でもあるサマリヤ館はどうでしょうか。以前、教育に関する御発言もあったかと思いますが。
青十字サマリヤ館	教える内容に関するのですが、内容に具体性を出すため、当事者の体験談や当事者が書いたものを配布するのがよいのではないかと思います。
田辺教授	これまでの対策を考える議論の中で当事者が依存症問題を語ることが大事との議論がされてきました。直接教室に行けない場合でも当事者の体験談などを伝える方法があると思いますし、いくつかの高校は薬物問題などで公立高校の定時制などに昔、私も呼ばれたことがあります。現場の治療している医者や回復者の話を直に生徒に行うことを積極的に取り入れているところもあります。1年振り返って、どんな教育をしたかということで、どこか全道で当事者を臨時講師とした講演会を取り入れるなどリアリティが伝わる報告にしていきたいと思います。ただ、教育のカリキュラムをどのように行ったかではなくて、北海道の立てたギャンブル等依存症対策を実際にやるのかやらないのかというところで、紙で書くのはみんなできますが、実際にやるのが大変であり、大事だと思います。非常に私たち昨年度の議論の中で若年者の対策が大事だということ、十分な調査ではないですが、ギャンブルによって大学を中退しているという方も出てきてお

り、こういう昨今の傾向もありますので、高校からの教育が重要になってくると
思います。今後の教育の充実について、本日出ました意見などを検討していただ
ければと思います。

ほかの委員の方から意見ありますでしょうか。北海道児童青年精神保健学会の
黒川先生どうでしょうか。

北海道児童
青年精神保
健学会

北海道児童青年精神保健学会の黒川です。今の議論はとても良いと思います。
現場の先生は多くのことを教えなければならないし、保健体育の先生の持つてい
る知識でいろいろなことを教えることが大変だなと思いました。ギャンブル等依
存症に関しては先ほどサマリヤ館からお話がいったように体験者の話を聞くこ
とや、体験者の体験談を小さなコラムにして生徒に読んでもらうなど、実際の方
法について、知恵袋のような助言をする繋がりを道立精神保健福祉センターが持
つなど現場で創造的にやりたいと思ったときにそういうことを学べる機会が必要
だと思いました。

田辺教授

実施するように言うだけではなかなか難しいと思いますので、担当される先生
の役に立つような知恵袋のような支える連携などを持つということですね。その
あたりを参考として来年度取り組んでいただければと思います。

ほかに何かありますでしょうか。次に函館市競輪事業部の報告をお願いいたし
ます。

函館市競輪
事業部

函館市競輪事業部の野澤です。4月から当推進会議の方に関係事業者の立場で
参画することとなりました。今回、当部会で取組を話していただきたいとの話が
道からありましたので、御報告させていただきます。ギャンブル依存症に関する
函館市競輪事業部の取組ですが、独自の取組はありませんが、国が定めた基本計
画に基づいて、業界として決定した施策を現場である各競輪場が実施している状
況になります。これから話をする内容は競輪業界として行っている内容と思っ
ていただければと思います。それでは資料の1－2①競輪業界におけるギャンブル
等依存症対策を御覧ください。1ページ目、競輪業界の対策の基本となるギャン
ブル等依存症対策推進基本計画について記載しています。基本計画の原文につ
いては資料1のとおりです。ボリュームが多いので概要をまとめさせていただきました。
基本計画は大きく4つの体系に分けられまして、1つ目は「広告・宣伝の
在り方」についてであります。こちらについては全国的な指針の策定による廣
告・宣伝の抑制、普及啓発の推進などが計画に盛り込まれております。2つ目は
「アクセス制限」についてですが、こちらは個人認証システムの導入による本
人・家族申告によるアクセス制限や20歳未満の者への購入禁止の強化、また、購

入限度額設定システムの導入によるインターネット投票のアクセス制限などが盛り込まれております。次に3つ目「相談・治療につなげる取り組み」ですが、こちらは自助グループ等の民間団体への支援、公営競技ギャンブル等依存症カウンセリングセンター等の相談強化などが盛り込まれております。4つ目ですが「依存症対策の体制整備」についてですが、こちらは従業員の教育の推進や体制の強化などが盛り込まれております。この基本計画に基づいて、各競輪場が取り組んでおります。次のページ、「これまでの取り組み」ですが、まず1のお客様周知・注意喚起ですが、TVCM、開催告知ポスターなどにおける注意喚起の明示をしております。こちらについては、競輪業界として注意喚起の標語として「車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。」というものがあります。これをTVCMやポスターに必ず入れることとしております。2つ目、競輪場等における注意喚起チラシ、ポスター、ステッカー等の掲示、貼付となっております。こちらの掲示状況につきましては資料2に記載しておりますので、御覧いただければと思います。3つ目は競輪場における場内のモニター、大型ビジョン、デジタルサイネージ、場内放送等における注意喚起になります。競輪場の場内にある施設と印刷物である出走表に注意喚起の標語を記載し、ギャンブル等依存症の啓発をしているところです。ギャンブル等依存症の基本法ですが毎年5月14日から20日をギャンブル等依存症問題啓発週間に設定し、これらの機関においては集中的に注意喚起を行っております。次に4つ目ですが、未成年者のみの入場者に対する警備員の声掛けの強化についてであります。競輪は20歳未満の車券購入を禁じられております。場内の警備員が20歳未満と思われるような人がいた場合、年齢確認を行うなど積極的な声掛けを行うようにしております。次に5つ目、KEIRIN.JP、発売サイト、競輪場等のホームページにおける注意喚起及び問い合わせ先の周知についてであります。KEIRIN.JPというのは、競輪業界の公式ホームページでございます。発売サイトというのはインターネット投票のことで、4つの民間事業者が行っております。また、競輪場については全国に43箇所ありますので、各ホームページにおいて注意喚起や相談先の周知を行っております。次に6つ目ですが、公営競技共通の広告指針の策定及び競輪の広告・宣伝ガイドラインの策定であります。競輪の広告・宣伝が過度の射幸心を煽ることのないようにするための指針であります。現在の公営競技である地方競馬、競艇、競輪、オートレースがありますが、その中央団体で構成される全国公営競技施行者連絡協議会で指針を策定途中でありまして、今年度中の策定を目指しております。競輪業界としてはこれに先立ちまして競輪独自の広告・宣伝ガイドラインを本年3月に策定したところであります。この指針につきましては、資料3に添付しております。次に3ページですが、2相談窓口に関する取り組みです。1つ目は競輪場等における相談窓口の設置、相談窓口の案内・明示についてでありま

す。競輪場においては平成 29 年度から相談窓口を設置しております。相談窓口は総合案内で行っております。窓口の運営に当たっては相談窓口の運営ガイドラインを策定し、行っております。ちなみにですが、函館競輪場におきましては、まだ一度も相談に来た実績はありません。実際にこちらに相談があった場合の対応ですが、相談者からの話を聞いて、全国公営競技施行者連絡協議会が設置している専門窓口へ引き継ぐという流れになっております。運用ガイドラインは資料 4 に添付しております。次に 2 つ目ですが、公営競技共通の一元的・専門的相談窓口として「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の設置・運営であります。ギャンブルののめり込みに不安やお悩みの方、また、その家族からの相談先として公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターを設置しております。2018 年からの 3 年間で 846 件の相談実績があります。次に 3 体制整備・強化についてです。1 つ目、依存症対策に関する施行者担当者及び責任者の選任、2 つ目、施行者担当者向け研修会、JKA 役職員向け研修会の実施ということですが、これは相談体制整備のため、全ての競輪場において選任し、相談対応を行っております。また、施行者向けの研修会につきましては、中央団体が主催しております。また、ギャンブル依存症に関する専門的な知識を持つ精神科医の方を招いて、担当者向けの研修会などを実施しております。3 つ目、全輪協及び JKA で構成する「競輪ギャンブル依存症対策推進会議」の設置、4 つ目競輪ギャンブル依存症対策実施規定の策定についてであります。業界の体制整備の取り組みとして、業界の中央団体である JKA が構成する競輪ギャンブル依存症対策推進会議を設置するとともに、競輪ギャンブル依存症対策実施規定を策定して、業界としてギャンブル依存症対策に取り組んでいるところであります。資料 6 に対策推進会議の要綱、資料 7 に対策実施規定を添付しております。次に 4 ページですが、4 アクセス制限の強化についてであります。1 つ目、本人又は家族からの申請によるアクセス制限実施のための仕組みの構築（施行者規則改正、運用基準の整備）についてであります。こちらは本人又は家族からの申請により、インターネット、電話投票の停止や競輪場などへの入場禁止措置など適切に行うとともに、各競輪場において条例規則を整備しております。また、事務手続きを定めた運用基準も各競輪場において整理しております。関係資料につきましては資料 8 に添付しております。参考ですが、アクセス制限に関しまして、2018 年からの 3 年間のアクセス制限の実績ですが、本人申告で 712 件、家族申告で 12 件の実績があります。次にインターネット投票における購入限度額設定の仕組みの導入についてであります。こちらは来年度になりますが、競輪のシステムが更新される予定になっておりまして、これに併せてインターネット投票の購入限度額を設定できるようにシステムの改修を進めております。購入限度額は事業者から限度額を設定するのではなく、利用者が任意に設定する仕組みとなっております。限度額につい

ては 999 万円まで設定できるとのことです。関連資料につきましては資料 9 に添付しておりますが、こちらの資料に記載されております購入限度額の設定につきましては、JRA とボートレースについては R2 年度から、競輪とオートレースは来年度からの実施となっております。次に 5 のめり込み防止策・その他についてであります。1 つ目、競輪場等における ATM のキャッシング機能の廃止及び順次撤去についてであります。これまで一部の競輪場、場外車券売場に ATM が設置されておりましたが、令和元年度をもって撤去しております。2 つ目ギャンブル等依存症問題啓発週間における啓発ポスターの作成、大学生を対象としたセミナーの開催についてであります。ギャンブル等依存症対策基本法には広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を 5 月 14 日から 20 日までの間で定めております。この期間に作成した啓発ポスターを各競輪場に掲示し、ホームページ等で広く啓発を図っております。また、コロナ禍において開催できておりませんが、過去には大学生を対象としたセミナーも行っております。これは中央団体が主催しております。啓発ポスターについては資料 10、資料 11 として 2019 年 5 月に東洋大学で行ったセミナーの資料を付けております。次に 3 つ目、JKA 補助事業において依存症対策事業が補助の対象であることの適切な周知についてであります。競輪の売上げを社会還元するために様々な事業をしておりますが、ギャンブル依存症対策の関係事業が補助事業の対象となっております。これらの広報については JKA のホームページや雑誌などにも掲載し、積極的な情報発信を行ってきました。これらの補助事業募集のリーフレット、実際のギャンブル依存症関連で補助対象となった事業についても添付しております。最後にセルフチェックツールの作成についてであります。これは先ほどお話しした全国公営競技施行者連絡協議会が今年度から実施している事業でありまして、ギャンブル依存症の疑いがあるか、ないかを自らが簡易的に診断できるセルフチェックツールがあります。これは各競輪ホームページからアクセスできるようになっておりまして、ギャンブル依存症の早期発見、早期介入に努めているというところです。関係資料について、資料 13 に添付しております。以上が競輪業界としての取り組みとなっております。今後の取組の大きなところとしては、ギャンブル依存症として入場禁止対象者が入場しようとした際、20 歳未満の方が入場しないよう個人認証システムの導入を検討しておりますが、費用面の問題や個人情報の取り扱いの問題などで保留となっている状態になっております。函館市競輪事業部からは以上になります。

田辺教授

競輪業界をはじめとして、他の業界と関連するところも含めまして、具体的な現在の取組状況を御報告いただきました。この函館市競輪事業部の御報告に対して、御質問、御意見はありませんか。北海道精神神経科診療所協会の長谷川先生

	どうぞ。
北海道精神 神経科診療 所協会	御説明ありがとうございました。アクセス制限などに取り組んでいることが分かりました。限度額の設定に任意で設定されとのことですが、患者さんの中にはインターネットで朝からミッドナイトレースまでやっている方もいらっしゃるので、例えば、一定時間超えたらできなくなる時間制限を設けるのはどうかと思うことがありますので、可能かどうかわかりませんが、御検討いただければと思います。
函館市競輪 事業部	ただいま時間制限というお話しでしたが、現在の取り組みがほかの公営競技が行っていることを実施しているところであり、現状、時間制限の対策までたどりついていないという状況でございます。正直申し上げますと現段階では難しいと感じております。
田辺教授	残念ですが、これからの課題ですね。ギャンブルに関わらず、オンラインを使ったものはある程度の時間を超えるとリスクがあるため、制限した方がよいとの意見は出ておりますが、まだ、自動的に遮断されるようなことはないです。
函館市競輪 事業部	御指摘のとおりです。ミッドナイト競輪は 23:30 までやっているものもあり、朝 8:30 から始まるモーニング競輪からずっとやっているという状況です。今の御意見の方は中央団体に伝えさせていただき、今後の検討材料にさせていただきます。
田辺教授	本当に難しいと思いますが、今後、オンラインのギャンブルやゲームについては課題であります。車だと長時間運転していると忠告の音声ができますよね。全く取り組めないわけではないと思いますが今後ですよね。
函館市競輪 事業部	そうですね。検討材料にさせていただきます。
田辺教授	ほかに御意見はありますか。黒川先生どうぞ。
北海道児童 青年精神保 健学会	勉強のため、分かる人がいれば教えていただきたいのですが、これからの大学生のことを考えると、このインターネットを通じての競輪、競馬などが、パチンコを凌ぐような形でギャンブルの中心になるのではないかと思います。このインターネットのギャンブルが始まってしまいましたが、昔であれば競馬場の場外馬

	券売場の設置についての是非が議論されたり、反対運動が起こったりしております。このインターネット投票をはじめるにあたって、競馬、競輪で反対意見やリスクについての討論や、どのような経緯で始まったのか、知っている方がいましたら教えていただきたいです。サマリヤ館とかそのあたりの経緯など御存知でしょうか。
青十字サマ リヤ館	あまり詳しいことは分らないですね。
北海道児童 青年精神保 健学会	そうですか。インターネット投票は競馬が先なのでしょうか。函館市競輪事業部の方は知っていますか。
函館市競輪 事業部	わかりませんが、もともとインターネット投票になる前は、電話投票がありまして、これがインターネットの発展とともに変わっていった流れかとは思いますが、導入の時にどのような議論がされたかは承知しておりません。
田辺教授	ほかにございますか。すこし簡単なことだけ、競輪の方では ATM の廃止ということで撤去するんですよ。
函館市競輪 事業部	はい。既に撤去しております。どこの競輪場も場外も全てなくしております。
田辺教授	競馬とかはどうなのでしょうか。
農政部競馬 事業室	競馬も ATM はありません。
田辺教授	ありがとうございます。他にありませんか。良い機会ですので、勉強になるかと思いますが、競馬の方も同じような対策でしょうか。
農政部競馬 事業室	競輪と同じような対策ですね。未成年者と思われる方については、警備員が声を掛けて入らないようにしております。保護者がいる方は止められませんが。
田辺教授	アクセス制限ということですが、先ほどの数字は競輪だけでしょうか。

函館市競輪事業部	先ほどの 712 件については、競輪だけの実績です。
田辺教授	3 年間で 712 件ですよね。家族が少ないのは、家族の手続きが難しいのでしょうか。
函館市競輪事業部	そうですね。理由は承知しておりますが、おそらく手続きが面倒になっているからかと思います。
田辺教授	御家族の方から何かありますか。
カトレア会	家族はそこまでの手続きはしないと思います。金融機関のことは頑張りますが、そこまではしないですね。あまり聞いたことはありません。
田辺教授	家族からアクセス制限するとき、本人の診断書を出すとかあるのでしょうか。二重三重に本人とやり取りすることになるかと思うのですが。
函館市競輪事業部	そうですね。本人の診断書と世帯全員の課税証明など、手続きは面倒になっていますね。
田辺教授	だから家族からの申請は少ないし、人権の問題もあるからってことなのでしょうかね。
カトレア会	カジノもこれ言われていますよね。
田辺教授	言われていますね。
カトレア会	そんなことできるのかなと思ってしまいます。
田辺教授	御家族の方から発言ありましたが、IR 推進にあたって、アクセス制限をしないとありますが、家族の方としては本当にできるのかと思っていて、そのような状況で 3 年間の実績を眺めると家族によるアクセス制限の数が少ないし、手続き的にも複雑ということですね。
函館市競輪事業部	そうですね。意外に自己申告が多いのだなというのが正直なところですよ。

カトレア会	びっくりしました。0かと思っていたので、これは疑って申し訳ないですが、本当ですかと聞きたいくらいです。
函館市競輪事業部	確認した数字ですので本当かと思います。
田辺教授	御家族の方からすると信じられないような反応が起きておりますが、自ら進んで申告する方と、今回の借金を肩代わりしてあげるから目の前で制限の手続きをなささいというケースも考えられますね。病院に受診する経過なども同じで、周りの影響から行うことになるケースもあります。実際にそれを契機に立ち直っていただければいいのですが。他に御質問はありませんか。
北海道児童青年精神保健学会	よろしいでしょうか。インターネット投票とオンラインギャンブルのリスクについて心配なので教えてほしいのですが、インターネット投票をする前とした後では競輪であれば売上げがどのくらい変わっているのか、何かデータはありますか。
函館市競輪事業部	業界全体のデータがあります。全体としては横ばいです。チャンネル別で行くとインターネットが伸びているという状況です。今までは競輪場であったり、場外車券売場の比率が高かったのですが、今はインターネットの普及に伴ってインターネットの割合が高くなっている状況です。
北海道児童青年精神保健学会	大雑把に言ったら何パーセントくらいなのでしょう。
函館市競輪事業部	競輪は低くて 60 パーセントくらいかと思います。おそらく地方競馬だと 70 パーセントくらい行くのではないですかね。オートレースなどと比べても競輪の方が低いですね。
北海道児童青年精神保健学会	大半がインターネット投票やオンライン購入になっていくのですね。ありがとうございました。
田辺教授	今の報告では 60 パーセントくらいがインターネットで購入していると、道営競馬はどうでしょうか。ニュースでは V 字回復とも言われていたかと思いますが。

農政部競馬事業室	今は 95 パーセントがインターネット購入になっているかと思います。現在、コロナの関係で施設を一時休止としていましたので、特にあがっていますが、コロナ前でも 90 パーセントくらいはありました。函館市競輪事業部とは真逆で、他の公営競技と比べてもインターネット比率が高いかと思います。
田辺教授	地方競馬だと帯広や門別に行けないからということですね。90 パーセントという現状とのことです。ほかに御質問はございませんか。 相談や医療の現場の方で何かありませんか。それでは、分かりやすい説明もあり、多岐に渡るものだったかと思います。色々報告していただきありがとうございます。それでは全体通して御意見等ありますか。なければ報告事項に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。
事務局	資料 2 - 1 に基づき説明 ・依存症 Web 講演会について
田辺教授	ありがとうございました。モデル大学の現状では実際に学生にアンケートをとって、講演会などを実施して、今後、ほかの大学等で使用できる資料を作成していくとのこと。御質問や御意見はございますか。 今のところ大学をフィールドにして本庁でアプローチをしているということですね。相談室のカウンセラーはそのような相談は受けたことがないのでしょうか。
事務局	打合せの時確認しましたら、依存で困っているという直接的な相談というよりは、背景に発達障害のようなものがあって相談に訪れた方の話をよく聞くと、ゲームにすごく時間を使っていることやお酒に困っているなどいろいろなことに時間を費やしてしまっているというような背景で課題のありそうな学生はいるとおっしゃっていました。
田辺教授	ありがとうございました。とりあえず、いろいろなデータを把握するために酪農学園大学で実施したということですね。ほかに御意見ありますか。サマリヤ館どうぞ。
青十字サマリヤ館	相談室のネットワークがあるとのことでしたが、どの程度のネットワークなのでしょう。全大学なのでしょう。
事務局	全大学かはわかりません。正式名称がすぐでませんが、連絡協議会のような形

	の組織があるようです。そこに学生相談室のカウンセラーが参加されているということでお聞きしています。おそらく大多数が入っているとは思いますが、全大学かがわかりません。
青十字サマ リヤ館	非常によいネットワークだなと思って、依存症の裾野を広げるというか、依存症の方に対する対応などを学ぶなど北海道もうまくバックアップできればと思いました。
田辺教授	この件について何かございますか。 モデル事業ということですので、これをどう発展させるかが重要になってきます。今の質問にもありましたが、学生相談室の横の繋がりがあるのであれば、このギャンプル等の問題を特に若者や大学生というところに少しフォーカスした学生相談室向けの研修など若者の破綻事例が多く出ておりますので、そのような事例性を入れた相談員だけの研修もできると思いますので、そういったところの切り口を得て、広げていくような取り組みをしていくことが大事になってきます。本庁だけに限らず、この部会でこういったことについて議論できればと思っております。次に事務局から報告をお願いします。
事務局	資料２－１に基づき説明 依存症普及啓発セミナーについて
田辺教授	普及啓発セミナーの説明がありました。これについての質問や普及啓発活動に関する御意見などあればお願いします。 今後もオンラインを活用したものはやりやすいかもしれませんね。一つ内容として、北海道のどこかで弁護士が自己破産や任意整理など金融対策の話をされていたりとか、旭山病院の橋本先生が進行されていたかと思いますが、どういう取り組みしたら良いかというのが分かりやすかったですね。対策といった場合は経済的な対策などもありますし、それから長時間の講師は大変ですが、例えばアクセス制限の具体的な取り組みなど手続きも含めて誰に相談したら良いか知らない状態かと思いますので、多角的に随時、短時間でも良いから説明していただくような、そういう企画の広げ方もよいと思います。私の意見となりますが、今後の普及啓発でこのような観点も持っていただきたいという意見でした。 あと過去のセミナーなどでは当事者の意見も有力であるとの意見も出ていたかと思います。
事務局	これについては現在調整をしているところです。もしかしたらセミナーに当事

	者が入っていただけるかと思います。
田辺教授	分かりました。また、精神保健福祉センターの三宅先生、当事者が精神保健福祉センターで実施している研修で重要な発言するのだと言っていた当事者と会ったのですが、何かそのような取り組みがあるのでしょうか。
北海道精神保健福祉センター	道立精神保健福祉センターの三宅です。依存症の教育研修の中で今年度の当事者の体験談を当センターのギャンブルのグループに通われている方からお話をいただける形となっておりましたので、田辺先生の方に話がいったのではないかと思います。
田辺教授	教育研修というのは保健所の保健師とかが対象なのでしょうか。
北海道精神保健福祉センター	そうですね。対象は保健所や市町村の保健師のほか事業所などになるかと思います。
田辺教授	他にありますでしょうか。次に国の動向について説明をお願いします。
事務局	資料 2 - 2 に基づき説明 国の動向について
田辺教授	国の状況について説明がありましたが何かございますでしょうか。特にないですね。それでは事務局が準備していただいたことは終わりましたが、何か今後の進行方法について、我々の取り組みに対して御意見等あれば御発言いただければと思います。 私が本日、司会をしていて感じたことですが、最近のギャンブルの問題が若年化してきていることが臨床や相談をしながら感じているところです。やはりオンラインを利用したアクセスが非常に増えていますね。臨床や相談の場で会う若い人とその御家族の最近の内容ではやはりオンラインで競馬などにより借金を作ってしまうなどATMがなくても、スマホの中にATMがあるような形になっていて、借りることが可能となっております。聞いた話ですが、治療のために入院したのにスマホを使って競馬で投票券を買ってしまうということもあったようで、オンラインが進んでいるように思えます。一方でコロナの問題ができて、私たちもリアルに集まることができなくなったわけですが、逆に言えばオンラインを使

ったことで今日のように函館の方と協議することができました。全国的に見ると当事者団体のリアルな自助グループミーティングができないなど、各地域差やオンラインを上手く使いこなせるかというところありますが、オンラインを活用した当事者グループ、自助グループがこの1年でありまして、この団体をバックアップする市民団体も出てきました。A S Kという長年アルコール依存症の対策を行っている団体が後押しをして、オンラインの自助グループミーティングルームを分野別でオンライン上に設置して、オンラインに詳しい当事者が運営しているという実績があります。その中にギャンブルのグループもあります。私がこれから申し上げたいのは、北海道の保健所や地域を繋ぐ、各地にはそれぞれ少数かもしれませんが、オンラインで繋がれば、遠方で少数の方々の相談も可能になるのではないかと考えておりまして、オンラインでギャンブル等依存症の方を増やすのではなくて、オンラインでギャンブル等依存症の人を減らすという方向性の勉強をしても良いのではないかと考えております。もし可能であればA S Kの今成さんという方がプレゼンテーションも上手く、わかりやすいので対策推進部会などでオンラインを使った自助グループの後押し支援の報告をテーマにした勉強会に入れられるようなことも検討していただければと思います。どうでしょうか。

事務局

なるべく今年度の実施できるよう検討していきたいと思います。

田辺教授

前向きに御検討していただけるということでした。あと先ほど今後の研修会や精神保健福祉センターは保健所の保健師に対し、ギャンブル等依存症の当事者の体験談を入れた内容をということも良いと思いますし、黒川先生からは教育の方で実施するよう言うだけでは、何をどうやって、どの程度実施すればよいかが分からない部分もありますので、例えば、あるのか分かりませんが、この授業を担当する教員へのわかりやすい研修会をセットしたら、教育委員会などでお取り次ぎは可能ですよね。

北海道教育
委員会

そういう研修の場はあって良いと思います。

田辺教授

そうですね。私も長い間依存症に関わっておりますが、非常に問題が起きてしまった所で、頑張ってそれを改善しようとする教員から個別に連絡来ることが定時制などではありますが、全道規模で担当教員の横並びの会で依存症をテーマとした研修会を行っているというのは現在ないと思います。北海道の取り組みとしてまずは、若年者に対することを行うこととしておりますので、ぜひそのような方向も検討いただきたいですし、対策推進部会の取り組みで提案させていただけ

ればという印象を持ちました。ほかに皆様からありますか。

コロナ禍で直接集まれないし、保健師も忙しいのを知っているものですから、なかなかアクティブに対策を進められていない状況ではありますけど、本日は様々な御報告ありがとうございました。それでは、協議部分の方を終了させていただきます。

田辺教授ありがとうございました。なお、資料1－3につきましては、ホームページなどから事務局で確認して集約したものととなります。特に御報告しておりませんが、後ほど目を通していただければと思います。今後の日程については、令和3年2月頃に推進会議を予定しております。対策推進部会については、先ほどASKなどのお話もありましたので、開催について別途検討させていただきたいと思います。対策推進の協議検討に必要なことの学習や共有のため、本日のような形で開催していきたいと考えておりますので、構成機関や関係機関の方に御説明をお願いすることもあるかと思えます。その際は是非御協力をよろしくお願いいたします。本日発言できなかったことなどがありましたら、本日の資料の最後に意見様式をつけておりますので、期限までに事務局に提出をお願いします。最後に医療参事の堀から一言ご挨拶申し上げます。

医療参事の堀でございます。田辺教授、進行いただきましてありがとうございました。皆様、本日はお忙しい中、協議していただき、また、大変貴重な御意見をいただき誠にありがとうございます。先ほど説明がありましたが、今後も推進会議、対策推進部会を開催させていただく予定でございますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、引き続き御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上をもちまして、本日の対策推進部会を閉会いたします。本日はありがとうございました。